

紀の川市
子ども・子育て支援事業計画
(平成27年度～平成31年度)

基本骨子(案)

平成27年3月

紀の川市

目 次

第1章計画策定にあたって.....	1
第1節計画策定の趣旨	1
第2節計画の位置づけ.....	2
第3節計画の期間.....	2
第4節計画の対象.....	2
第5節計画の策定体制	2
第2章紀の川市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	4
第1節少子化の動向.....	4
第2節 家族の状況.....	10
第3節就労状況.....	12
第4節保育・教育関連の状況.....	14
第5節母子保健の状況	20
第6節各種手当・助成制度の状況	22
第7節地域における子育て支援のための資源.....	23
第8節アンケート調査結果からみた住民の子育て意識等	24
第9節計画の数値目標の進捗状況.....	32
第3章計画の基本的な考え方	33
第1節基本理念.....	33
第2節基本的な視点.....	34
第3節基本目標.....	35
第4節計画の体系.....	37
第4章個別施策の展開.....	38
第5章計画の推進体制	39
第1節計画の進捗状況の管理及び評価	39
第2節関係機関の連携	39
第3節地域の人材の確保と連携.....	39
第4節社会経済情勢等に対応した計画の推進	39

第1章計画策定にあたって

第1節計画策定の趣旨

近年、我が国では、急速な少子・高齢化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、都市部における待機児童の増加や地方における子どもの減少等、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大し、地域格差による複雑化が進んでいることから、様々な課題解決を図るため、新たな支援制度を構築することとなりました。

これらに対応するため、「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定され、新たな制度のもと、市町村においては、幼児期の教育・保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援を進めることとなっています。

紀の川市においては、平成22年に策定した「紀の川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進し、住民が子供を産み育てることに喜びや楽しさを感じ、安心して子育てができる環境づくりを目指し、事業・施策に取り組んできました。

教育・保育の具体的な提供体制の整備にあたっては、平成22年に「紀の川市公立保育所再編計画」を策定するなど、認定こども園の整備、預かり保育のあり方について継続的に検討を進めている状況です。

こうした背景を踏まえながら、本市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「紀の川市 子ども・子育て支援事業計画」(仮称)(以下「本計画」をいう。)を策定しました。

第2節計画の位置づけ

本計画は、本市の子育て・子育て支援のための計画として位置付けます。

特に、子どもたちが基本的な生きる力を獲得するために、最も基礎であり重要な時期である乳幼児期(就学前児童とその保護者を対象)までを中心とした計画とします。

第3節計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズ、または地域における開発等による人口変動に柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

第4節計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭及びそれを取り巻く地域、事業所、行政等すべての個人、団体が対象となります。

なお、この計画における「子ども」とは、概ね 18 歳未満とします。

第5節計画の策定体制

1. アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に「紀の川市子育てに関する調査」を実施しました。

- 調査期間 平成 26 年 2 月 14 日～平成 26 年 2 月 28 日
- 調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収率等

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,005	415	41.3%
就学児童	810	217	26.8%
合 計	1,815	632	34.8%

2. 紀の川市次世代育成支援対策地域協議会による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、地域の子育て関係団体・機関等で組織している「紀の川市次世代育成支援対策地域協議会」において、計5回の審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

また、地域協議会に付議する事項及び地域協議会において付託された事項については、庁内各関係部署の代表者で協議検討を行いました。

3. パブリック・コメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。(予定)

○実施期間平成26年 12 月〇〇日～平成 27 年1月〇〇日

第2章 紀の川市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

第1節 少子化の動向

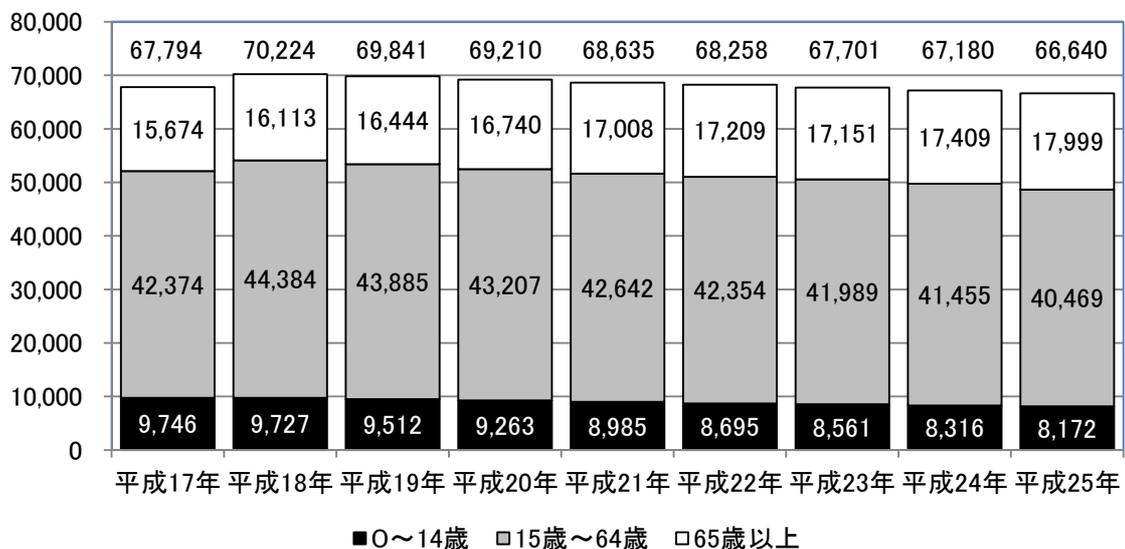
1. 人口の推移

人口の推移をみると、平成18年までは増加傾向が続いていましたが、平成25年には5%ほど人口が減少し、66,640人となっています。平成18年以降は、微減傾向が続いています。

年齢3区分別にみると、0～14歳(年少人口)は、昭和60年以降一貫して減少傾向にあり、平成17年に1万人を割り込み、それ以降も減少傾向に歯止めがきかず、平成25年には8,172人と平成17年より1,574人減少し、16.2%の減少となっています。

一方で、65歳以上(老年人口)は一貫して増加傾向が続いており、平成25年には17,999人と平成17年より14.9%の増加となっています。

【総人口の推移】



2. 人口動態

平成 25 年度以降の人口動態をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、年々減少数は増加傾向にあります。一方、転出数が転入数を上回る社会減も続いています。平成 19 年度に比べて平成 20 年度は減少数が少なくなっています。純増減は平成 19 年度以降、600 人を超える減少となっています。

【人口動態】



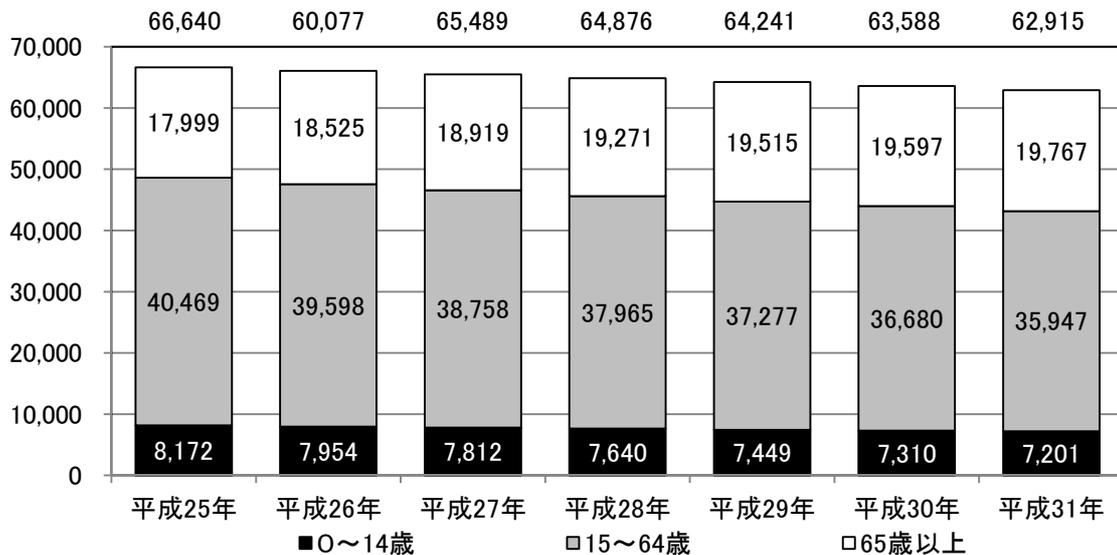
資料：住民基本台帳

3. 推計人口の推移

今後の人口の推移をみると、平成 25 年以降、人口は減少傾向が続く見込みとなっており、平成 31 年には 62,915 人となると推計されています。

年齢3区分別にみると、0～14 歳（年少人口）、14～64 歳は年々減少傾向が続く一方、65 歳以上（老年人口）は増加傾向が続く見込みであり、少子高齢化がさらに進行することが予測されます。

【将来の推計人口】

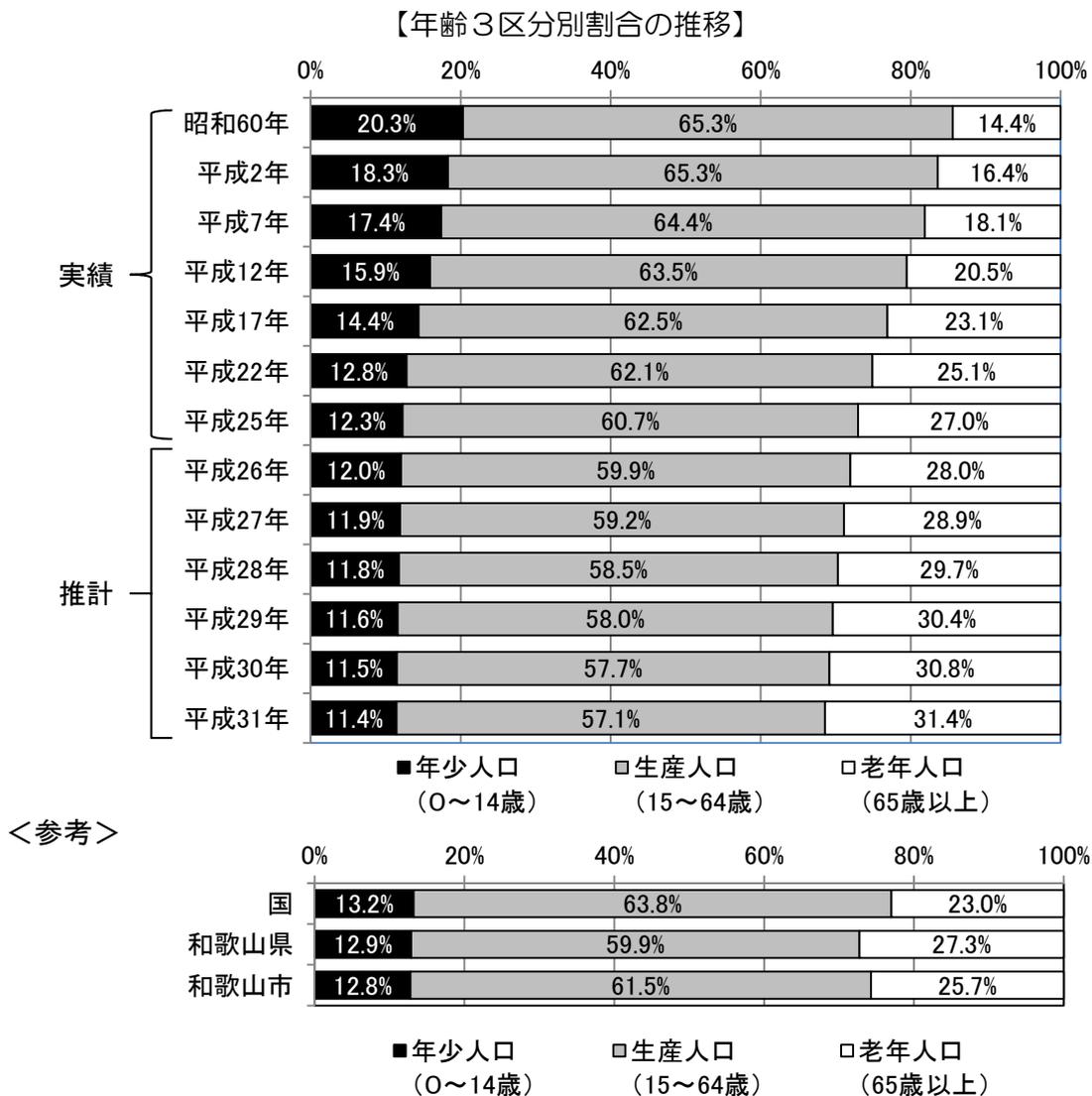


4. 年齢3区分別割合の推移

0～14歳(年少人口)比率は、昭和60年には20.3%でしたが、年々減少し、平成25年には12.3%となっています。一方、65歳以上(老年人口)比率は、昭和60年には14.4%であったのが、年々上昇し、平成25年には27.0%となっています。

平成22年について、県や国と比べると、本市の年少人口比率は国平均や県平均より若干低い水準となっています。

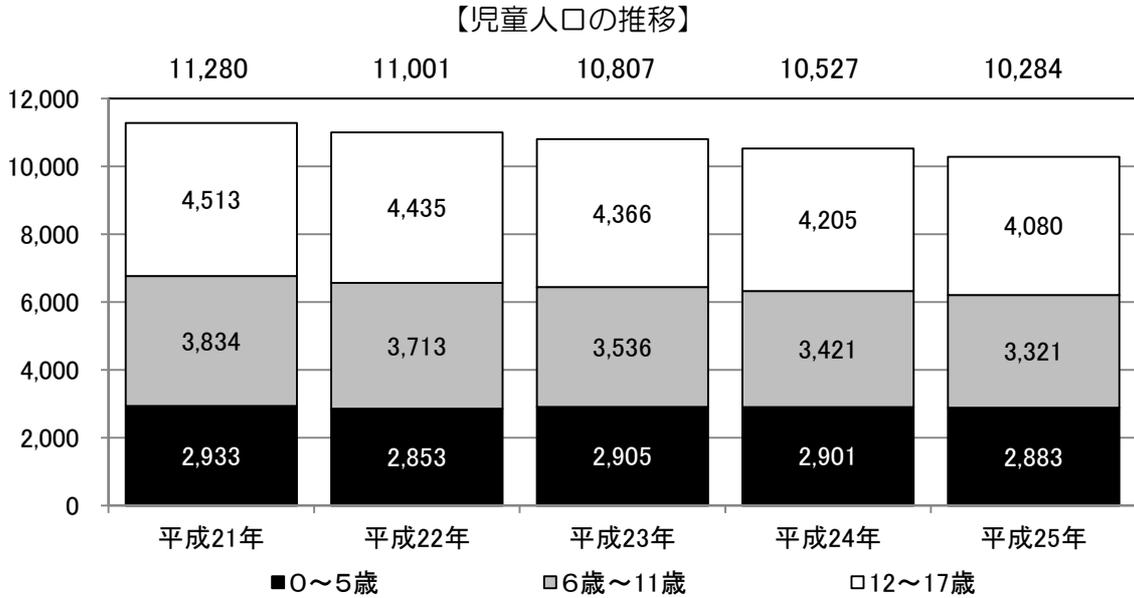
将来の年齢3区分別割合については、現状のまま推移すると、平成31年には年少人口比率は11.4%まで落ち込み、逆に老年人口比率は31.4%に達すると見込まれます。



資料:平成22年までは国勢調査 平成25年は住民基本台帳 平成26年以降は推計人口

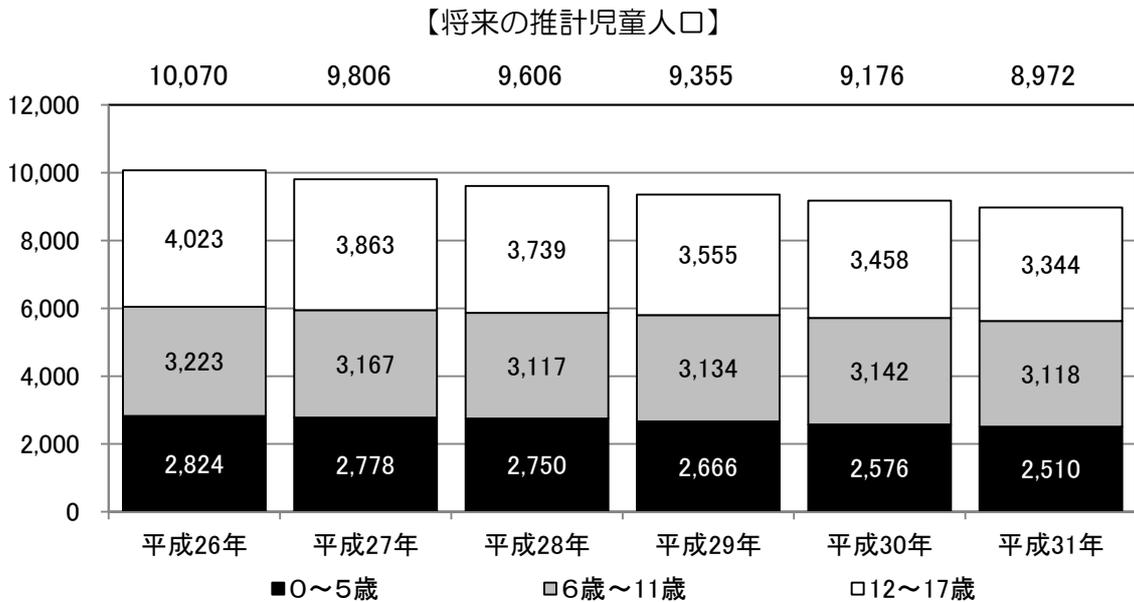
5. 児童人口

平成 21 年以降の児童人口の推移をみると、いずれの年齢区分も減少傾向にあり、平成 21 年には 17 歳以下の人口は 10,284 人となっています。



6. 推計児童人口

児童人口の推計については、いずれの区分も徐々に減少傾向にあります。

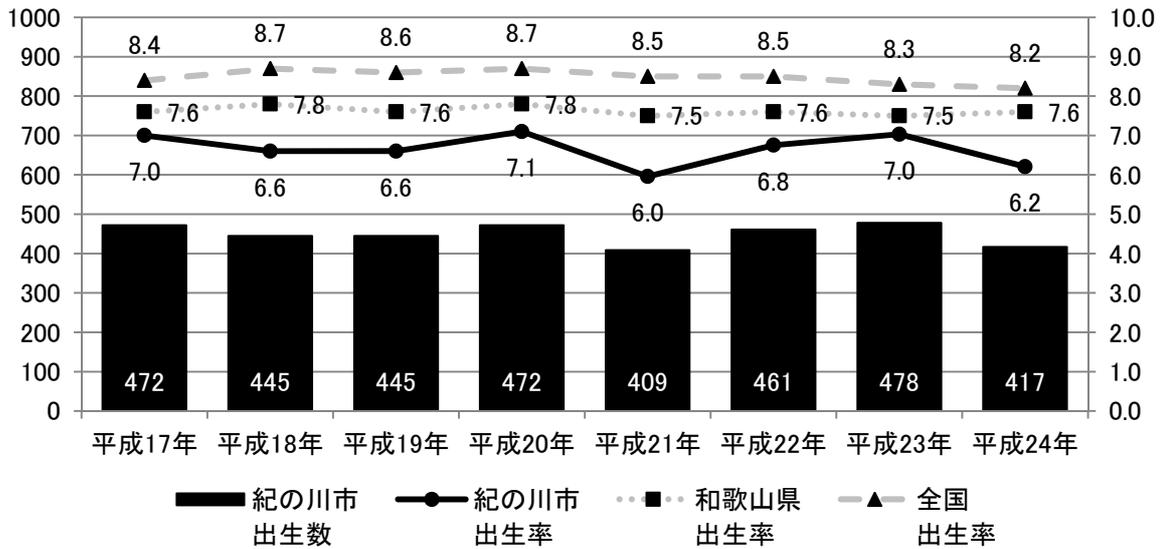


7. 出生の動向

本市の出生数は、平成17年以降は409人～478人の間で増減を繰り返しています。出生率(人口千人に対する出生数)は、和歌山県平均や全国平均を下回っています。

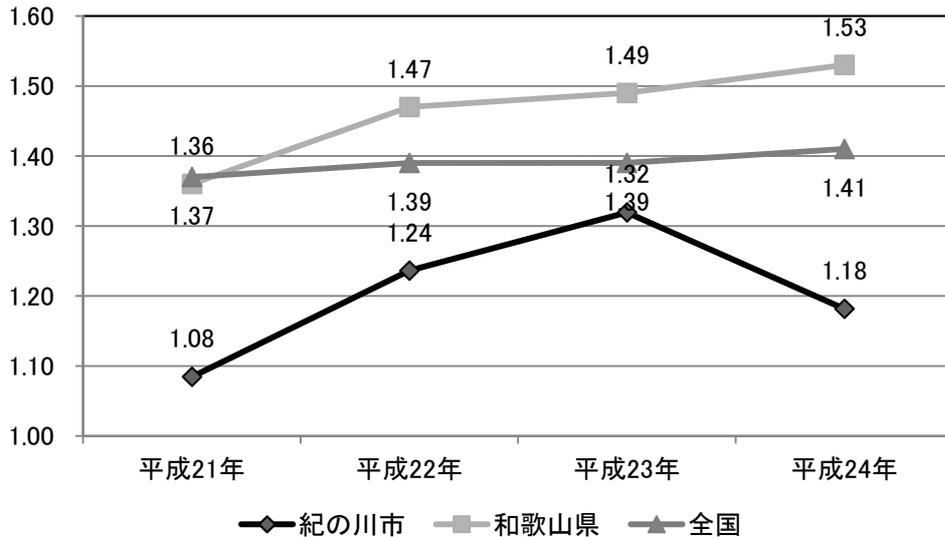
また、本市の合計特殊出生率は、国や県の平均を下回っており、人口増減の分岐点である2.07を大きく下回っています。

【出生数と出生率の推移】



資料：市・県：人口統計 国：厚労省 男女共同参画資料

【合計特殊出生率の推移】



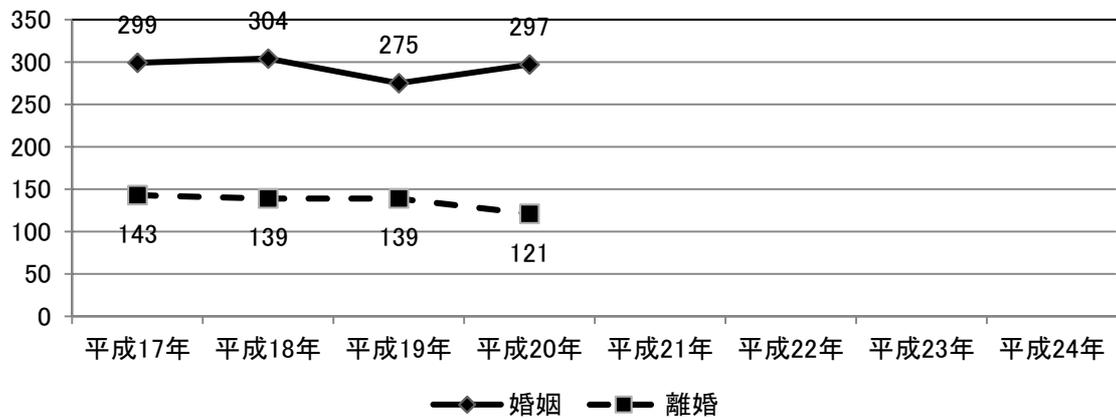
資料：市・県：人口統計 国：厚労省 男女共同参画資料

8. 婚姻・離婚の状況

結婚の動向をみると、平成20年の婚姻数は297件、離婚数は121件で、平成16年以降、婚姻数は増減を繰り返しており、離婚数は減少傾向にあります。

次に、紀の川市の年齢階級別未婚率をみると、平成17年は平成12年に比べて各年代・男女ともに上昇しています。平成17年では、25～29歳までは男女ともに半数以上、30～34歳でも男性の4割、女性の3割が未婚者となっています。しかしながら、全国及び和歌山県平均と比べると、30歳以上では男女ともに、本市の未婚率は低い状況となっています。

【婚姻数と離婚数の推移】



【年齢別未婚率】

		15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成12年	全国	92.9	87.9	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	和歌山県	99.5	99	89.8	84.9	63.4	50.2	36.8	23.3	20.6	11.9
	紀の川市	99.6	99.2	92.0	88.4	64.5	52.5	33.7	20.1	16.4	8.0
平成17年	全国	99.6	99.1	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4
	和歌山県	99.7	99.2	91.3	86.5	66.0	55.4	41.5	28.6	26.9	16.9
	紀の川市	99.9	99.2	94.0	89.9	68.6	59.4	40.9	27.0	22.5	14.1
平成22年	全国	99.0	98.9	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
	和歌山県	99.5	99.1	91.3	86.7	68.5	58.4	43.7	32.6	32.1	20.9
	紀の川市	99.7	99.2	92.6	87.8	72.6	63.1	43.6	32.6	29.4	18.6

資料：国勢調査

第2節. 家族の状況

1. 世帯の動向

本市の世帯数は、平成7年には20,000世帯を超え、その後も増加傾向が続いています。一方、1世帯あたりの人員は年々減少傾向にあり、平成7年の3.40人から平成22年には2.84人と0.56人減少し、家族の少人数化が進んでいます。全国や和歌山県平均と比べると、1世帯あたりの人員は多くなっています。

世帯構成の動きをみると、単独世帯、夫婦のみの世帯、片親と子からなる世帯は年々増加しているのに対し、夫婦と子どもからなる世帯、その他の親族世帯は減少しており、世帯構造においても小規模世帯の割合が高くなっています。

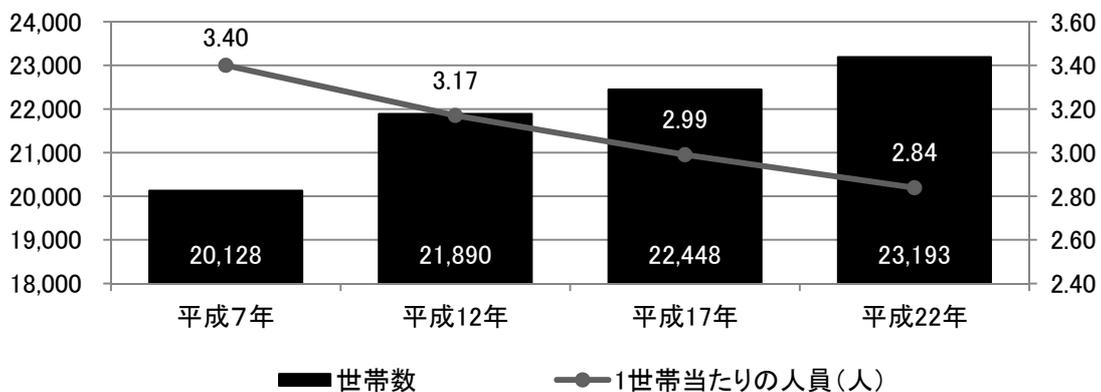
【世帯数等の推移】

(単位: 上段=世帯、下段=%)

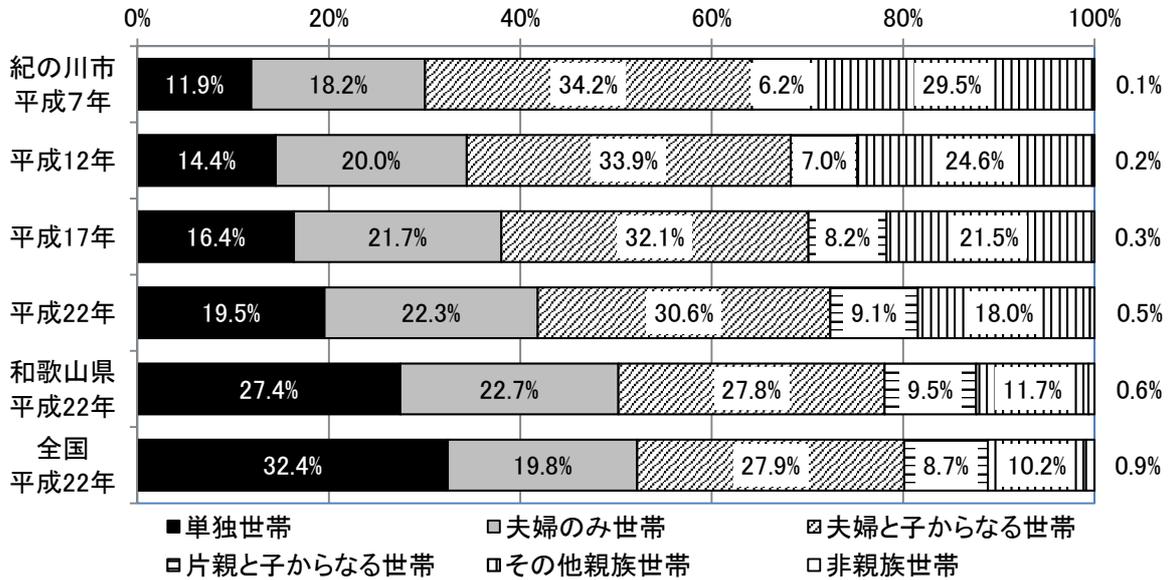
		紀の川市				和歌山県	全国
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
一般世帯	世帯数(世帯)	20,128	21,890	22,448	23,193	392,842	51,842,307
	割合(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%
単独世帯	世帯数(世帯)	2,394	3,162	3,671	4,531	107,692	16,784,507
	割合(%)	11.9%	14.4%	16.4%	19.5%	27.4%	32.4%
核家族世帯	世帯数(世帯)	11,772	13,306	13,898	14,374	235,949	29,206,899
	割合(%)	58.5%	60.8%	61.9%	62.0%	60.1%	56.3%
夫婦のみ世帯	世帯数(世帯)	3,654	4,370	4,864	5,167	89,362	10,244,230
	割合(%)	18.2%	20.0%	21.7%	22.3%	22.7%	19.8%
夫婦と子からなる世帯	世帯数(世帯)	6,877	7,411	7,204	7,088	109,077	14,439,724
	割合(%)	34.2%	33.9%	32.1%	30.6%	27.8%	27.9%
片親と子からなる世帯	世帯数(世帯)	1,241	1,525	1,830	2,119	37,510	4,522,945
	割合(%)	6.2%	7.0%	8.2%	9.1%	9.5%	8.7%
その他親族世帯	世帯数(世帯)	5,935	5,374	4,816	4,169	46,025	5,308,648
	割合(%)	29.5%	24.6%	21.5%	18.0%	11.7%	10.2%
非親族世帯	世帯数(世帯)	27	48	63	111	2,444	456,455
	割合(%)	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.9%
1世帯あたりの人員(人)		3.40	3.17	2.99	2.84	2.55	2.47

資料: 国勢調査

【紀の川市の世帯数及び1世帯あたりの人員の推移】



【世帯構成の推移】



2. 6歳未満、18歳未満の親族のいる世帯数

一般世帯で6歳未満のいる一般世帯及び18歳未満のいる一般世帯ともに、平成12年に比べて平成22年には大きく減少しています。

6歳未満のいる一般世帯及び18歳未満のいる一般世帯の割合を比べると、本市は全国と同じで、和歌山県よりは低い水準となっています。

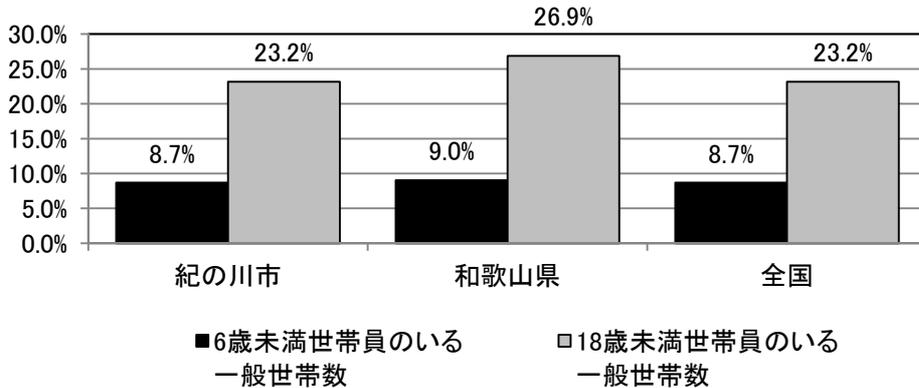
【6歳未満・18歳未満の児童のいる世帯の推移】

(単位:世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	21,890	22,448	23,193
6歳未満世帯員のいる一般世帯数	2,894	2,436	2,095
18歳未満世帯員のいる一般世帯数	7,669	6,834	6,231

資料:国勢調査

【6歳未満・18歳未満の児童のいる世帯の割合】(平成22年)



第3節就労状況

1. 男女別就労状況

男性の就業人口は、平成7年以降減少傾向にあり、女性の就業人口は平成17年までは増加していましたが、平成22年では減少し、平成22年での総就業人口に占める女性の割合が44.1%となっています。

平成22年の就業人口について、産業別の割合をみると、本市は男性では第2次産業が、女性では第3次産業が最も多くなっており、全国や和歌山県平均と比べても同様の傾向が見られます。

【産業別就業人口の推移】

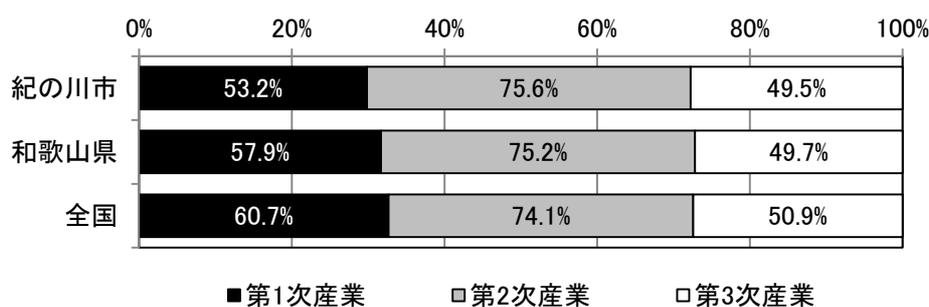
(単位:人)

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数	20,517	14,339	19,975	14,688	19,162	15,079	17,569	13,859
第1次産業	4,000	3,987	3,596	3,683	3,585	3,587	3,135	2,758
第2次産業	6,475	2,471	6,423	2,323	5,620	1,963	5,067	1,637
第3次産業	10,013	7,864	9,932	8,664	9,797	9,409	9,116	9,298
分類不能	29	17	24	18	160	120	251	166

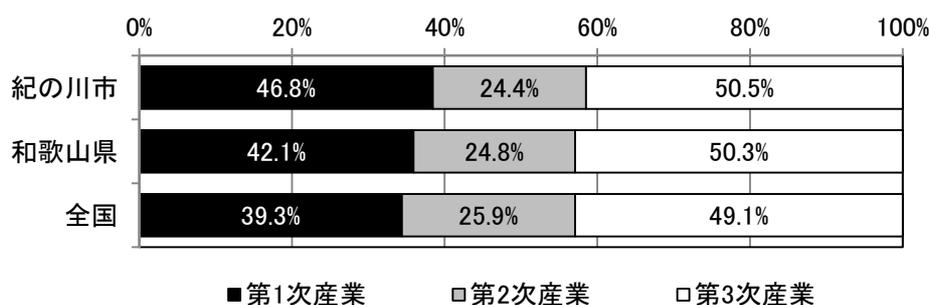
資料:国勢調査

【産業別人口の割合】(平成17年)

〈男性〉



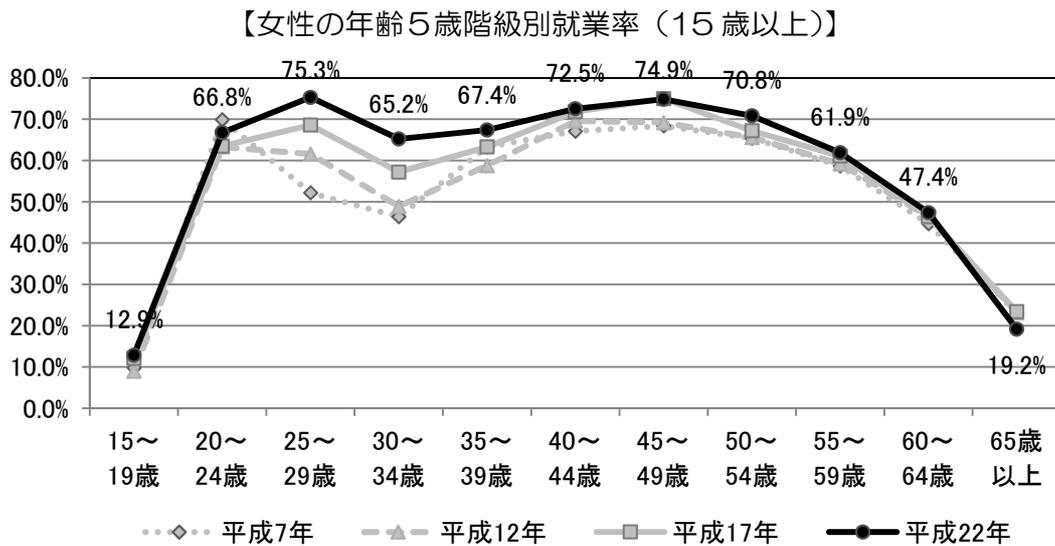
〈女性〉



2. 女性の年齢別就業状況の推移

女性の年齢階級別就労率をみると、20～24歳と65歳以上を除くと、どの年齢も平成22年が最も高くなっており、女性の就業が進んだことがわかります。

特に25～34歳の年齢層で増加しており、晩婚化によっていわゆるM字型カーブの頂点の年齢が高くなるとともに、30～34歳の出産・育児にかかわる年齢層で離職が減少したことにより、M字型カーブの傾向がゆるやかになっています。



3. 昼夜間人口比率

本市は就業場所や高校・専門学校・大学が少ないため、平成22年の昼夜間人口比率（夜間の人口＝常住人口に対する昼間の人口の割合）は90.8%と、昼間人口の方が夜間人口より少なくなっています。

【昼夜間人口比率】

（単位：人、％）

	紀の川市		和歌山市	岩出市	紀美野町	かつらぎ町
	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年	平成22年	平成22年
昼間人口	60,605	59,781	386,753	42,449	9,654	17,703
常住人口 (夜間人口)	67,862	65,840	370,364	52,882	10,391	18,230
昼夜間 人口比率	89.3%	90.8%	104.4%	80.3%	92.9%	97.1%

第4節保育・教育関連の状況

1. 就業前児童の居場所

就学前児童(4月1日現在、0～5歳)の日中の居場所をみると、0～3歳は「自宅等」が多く、3歳以上になると「保育所」が80%以上を占めています。幼稚園は10%台にとどまっており、他市町と比べて保育所の割合が高くなっています。

0～5歳全体で居場所の構成をみると、平成21年は平成20年に比べて、さらに保育所の割合が高くなっています。

【学前児童の居場所】(平成25年4月1日)

グラフ挿入

【年齢別就学前児童の居場所】(平成25年4月1日)

グラフ挿入

【就学前児童の居場所の変化】

グラフ挿入

2. 保育所の状況

本市の認可保育所は、平成20年から公立14か所、私立3か所の合計17か所となっており、平成24年に調月保育所を廃止し、名手保育所を民営化したことにより公立12か所、私立4か所の合計16か所となっています。

入所児童数は、公立保育所では定員数を下回り、60%台の在籍率となっています。一方、私立保育所の在籍率は年々上昇し、平成21年度～平成23年度では100%を超える状況となっていました。ここ数年定員内で収まっています。

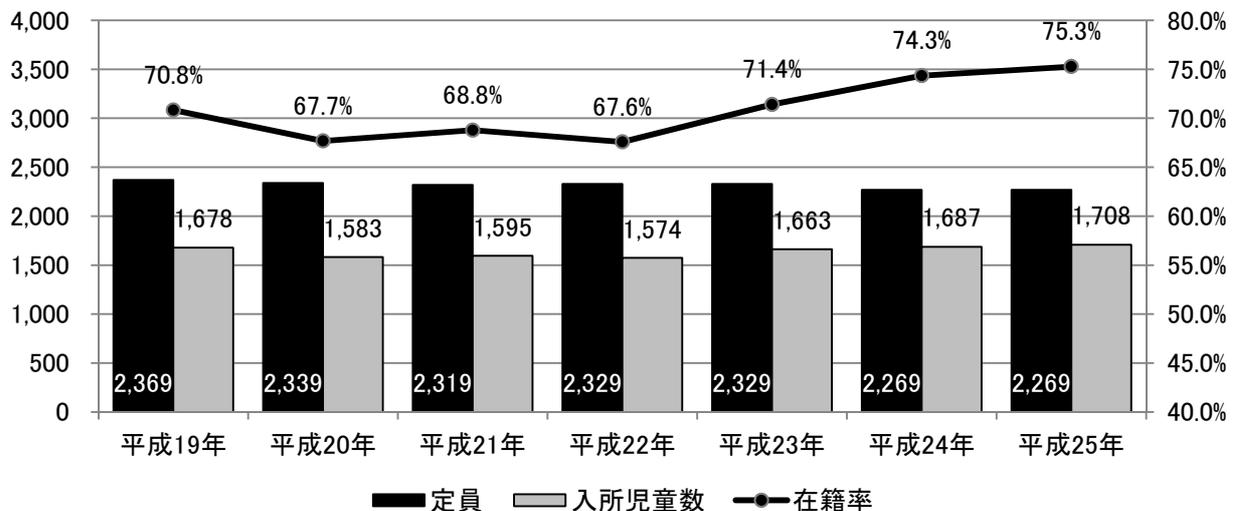
公立・私立を合わせた入所児童数は、年々微増傾向にあり、平成25年で1,708人となっています。

【認可保育所の状況】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
保育所数	17	17	17	17	16	16
保育所定員	2,339	2,319	2,329	2,329	2,269	2,269
保育所入所児童数	1,583	1,583	1,574	1,663	1,687	1,708
0歳児	18	20	29	32	29	27
1～2歳児	247	306	307	342	354	410
3歳児	397	397	402	437	410	383
4～5歳児	921	872	836	852	894	888
保育所の整備実績	粉河定員変更(170→140名)	粉河定員変更(140→120名)	れもん定員変更(90→100名)		調月廃止 名手民営化	安楽川民営化

資料：子育て支援課(各年4月1日)

【認可保育所入所児童数及び在籍率の推移】



資料：子育て支援課

【保育所別の児童数の推移】

(単位:人)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
こばと保育所	定員	200	200	200	200	200	200	200
	計	187	172	187	191	203	194	199
なるき保育所	定員	180	180	180	180	180	180	180
	計	148	133	135	127	146	140	153
八王子保育所	定員	60	60	60	60	60	60	60
	計	27	23	22	32	40	31	28
川原保育所	定員	90	90	90	90	90	90	90
	計	45	41	39	37	34	36	27
長田保育所	定員	120	120	120	120	120	120	120
	計	68	66	62	54	48	51	49
竜門保育所	定員	120	120	120	120	120	120	120
	計	47	38	38	42	41	39	39
鞆淵へき地保育所	定員	30	30	30	30	30	30	30
	計	19	5	6	6	5	4	4
名手保育所	定員	240	240	240	240	240		
	計	201	170	176	174	183		
安楽川保育所	定員	204	204	204	204	204	204	
	計	134	136	142	128	149	204	
調月保育所	定員	60	60	60	60	60		
	計	37	32	24	30	29		
中貴志保育所	定員	165	165	165	165	165	165	165
	計	108	102	91	85	91	89	90
東貴志保育所	定員	150	150	150	150	150	150	150
	計	84	86	89	78	88	98	98
西貴志保育所	定員	150	150	150	150	150	150	150
	計	93	73	71	70	78	85	89
丸栖保育所	定員	150	150	150	150	150	150	150
	計	82	94	88	86	77	85	85
公立保育所 計	定員	1,919	1,919	1,919	1,919	1,919	1,619	1,415
	計	1,280	1,171	1,170	1,140	1,212	1,056	861
	在籍率	66.7%	61.0%	61.0%	59.4%	63.2%	65.2%	60.8%
れもん保育園	定員	90	90	90	100	100	100	100
	計	88	94	105	113	107	114	104
粉河保育園	定員	170	140	120	120	120	120	120
	計	132	122	114	109	125	124	131
名手保育園	定員						240	240
	計						193	196
安楽川保育園	定員							204
	計							215
ながやま保育園	定員	190	190	190	190	190	190	190
	計	178	196	206	212	219	200	201
私立保育園 計	定員	450	420	400	410	410	650	854
	計	398	412	425	434	451	631	847
	在籍率	88.4%	98.1%	106.3%	105.9%	110.0%	97.1%	99.2%
合計	定員	2,369	2,339	2,319	2,329	2,329	2,269	2,269
	計	1,678	1,583	1,595	1,574	1,663	1,687	1,708
	在籍率	70.8%	67.7%	68.8%	67.6%	71.4%	74.3%	75.3%

資料:子育て支援課(各年4月1日)

3. 幼稚園の状況

本市の幼稚園は、平成21年度現在、私立が3園あり、平成18年度以降の入所児童数をみると、年々減少しています。平成21年度の入所児数は178人、在籍率は41.9%となっています。

【幼稚園の状況】

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
就学前児童数(人)							
公立	園数(園)						
	園児数(人)						
	4歳児(人)						
	5歳児(人)						
私立	園数(園)						
	園児数(人)						
	3歳児(人)						
	4歳児(人)						
就園率(%)							

資料:学校基本調査(各年5月1日)

注記:就園率=入所児童数÷就学前児童数

4. 小学校の状況

本市の小学校は、平成21年度現在、公立が17校あり、児童数は3,802人となっています。出生数の減少に伴い、児童数は減少傾向が続いています。

【小学校児童数等の推移】

(単位:人)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学校	学校数(校)					
	学級数(学級)					
	児童数(人)					
	教職員数(人)					
	教職員一人当たり児童数(人)					

資料:学校基本調査(各年5月1日)

5. 中学校の状況

本市の中学校は、平成21年度現在、公立が7校あり、生徒数は2,065人となっています。生徒数は微減傾向が続いています。

【中学校生徒数等の推移】

(単位:人)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
中 学 校	学校数(校)					
	学級数(学級)					
	児童数(人)					
	教職員数(人)					
	教職員一人当たり 児童数(人)					

資料:学校基本調査(各年5月1日)

6. 小中学校における不登校や長期欠席の状況等

本市の小中学校における不登校や長期欠席者は次のとおりとなっています。平成20年度現在、スクールカウンセラーを、小学校に1人、中学校に5人配置しています。

【小中学校の状況】

(単位:人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小 学 校	不登校					
	長期欠席					
	心の教室相談員					
	スクールカウンセラー					
中 学 校	不登校					
	長期欠席					
	心の教室相談員					
	スクールカウンセラー					

資料:学校教育課(各年5月1日)

7. 放課後児童クラブ(学童保育)の状況

放課後児童クラブは平成 18 年度の8か所から年に1か所ずつ増加し、平成 21 年度では 11 か所で実施しています。在席児童数は大幅に増加してきており、平成 21 年度には 356 人となっています。

【放課後児童クラブの状況】

放課後児童クラブ名	平成24年				平成25年			
	定員	入 所 児 童 数			定員	入 所 児 童 数		
		1～3年	4～6年	計		1～3年	4～6年	計
太陽の子	60人	51	4	55	60人	54	5	59
てのひら	50人	34	15	49	45人	29	17	46
粉河アットホームクラブ	60人	46	11	57	60人	59	4	63
チャレンジ児童クラブ	50人	38	15	53	50人	40	19	59
ももやま放課後児童クラブ	25人	11	8	19	25人	15	8	23
あらかわ放課後児童クラブ	30人	27	0	27	30人	22	2	24
こどもくらぶ	50人	54	16	70	50人	56	11	67
ほたるっこ	30人	29	8	37	30人	26	5	31
西貴志こどもくらぶ	40人	34	8	42	40人	40	4	44
丸栖っ子クラブ	30人	23	1	24	25人	24	-	24

資料:子育て支援課(各年3月31日)

第5節母子保健の状況

1. 母子健康手帳交付数

母子健康手帳の交付数は次のとおりとなっています。

【母子健康手帳交付状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付数					

資料: 健康推進課

2. 妊婦健康診査

妊婦健康診査の受診者数は次のとおりとなっています。

【妊婦健康診査受診状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診者数(延人数)					

資料: 健康推進課

3. 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診状況は次のとおりとなっています。受診率は、いずれの健診も9割を超えています。対象年齢の上昇とともにその率は低下しています。

【乳幼児健康診査受診状況】

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
4か月児 健康診査	対象者数(人)	468	420	458	473	433
	受診数(人)	462	405	453	473	422
	受診率(%)	98.7%	96.4%	98.9%	100.0%	97.5%
7か月児 健康診査	対象者数(人)	482	418	444	490	449
	受診数(人)	480	417	438	480	441
	受診率(%)	99.6%	99.8%	98.6%	98.0%	98.2%
1歳児 健康相談	対象者数(人)	461	427	418	478	467
	受診数(人)	456	401	407	466	448
	受診率(%)	98.9%	93.9%	97.4%	97.5%	95.9%
1歳8か月児健康診査	対象者数(人)	459	514	434	449	492
	受診数(人)	429	491	419	432	474
	受診率(%)	93.5%	95.5%	96.5%	96.2%	96.3%
2歳6か月児健康相談	対象者数(人)	473	489	514	450	468
	受診数(人)	442	461	504	433	439
	受診率(%)	93.4%	94.3%	98.1%	96.2%	93.8%
3歳8か月児健康診査	対象者数(人)	476	513	472	546	464
	受診数(人)	437	464	443	517	446
	受診率(%)	91.8%	90.4%	93.9%	94.7%	96.1%

資料: 健康推進課

4. 訪問指導の状況

育児に対する母親の不安を解消し、安心して子どもを生き育てることができるよう、保健師が対象者宅を訪問し、保健指導や相談を実施しています。

【訪問指導の実施状況】

(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
新生児・乳幼児訪問指導					

資料:健康推進課

5. 相談事業の状況

保護者の不安や悩みに対し、次にあげる相談事業を実施しています。発達相談員による発達相談の件数が年々増加傾向にあり、子どもの発育や発達に不安を抱いている保護者が増加しているものと思われます。

【相談事業の実施状況】

(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
10か月児健康相談(延人数)					
2歳6か月児健康相談(延人数)					

資料:健康推進課

6. 子育て教室等の状況

育児不安の解消を図るとともに、子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、次の事業を実施しています。

【その他子育て支援事業】

(単位:人、組)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
離乳食教室(延人数)					
あかちゃん広場(延組数)					
子育て教室(延人数)					
親子教室(延人数)					

資料:健康推進課

第6節各種手当・助成制度の状況

各種手当と助成制度の状況は次のとおりとなっています。制度改正により平成19年度から児童手当の件数が増えています。

【各種手当の実施状況】

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童手当					
児童扶養手当					
特別児童扶養手当					
心身障害児在宅扶養手当					
障害児福祉手当					

資料: 障害福祉課、子育て支援課

【各種制度の実施状況】

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳幼児医療費助成					
ひとり親家庭等医療費助成					

資料: 国保年金課

第7節地域における子育て支援のための資源

1. 図書館の状況

子どもの人数は減少傾向にありますが、0～15歳の図書館登録者数は大きく増加しています。また、児童図書の貸し出し冊数をみると、平成18年度では76,513冊であったのが、平成20年度には124,965冊に倍増しています。

【図書館の児童図書蔵書数の推移】

(単位: 件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
打田図書館					
貴志川図書館					
粉河図書館					
那賀図書館					
桃山図書館					

【図書館の利用状況】

(単位: 人、冊)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	0～12歳					
	13～15歳					
	16歳以上					
貸出冊数	児童書					
	一般書					
利用人数	0～12歳					
	13～15歳					
	16歳以上					

資料: 生涯学習課

2. 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況をみると、平成18年度から変化はありません。

【民生委員・児童委員数の推移】

(単位: 人、冊)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
民生委員・児童委員数					
うち男性委員					
うち女性委員					
1人当たり担当世帯数					
主任児童委員数					

資料: 社会福祉課

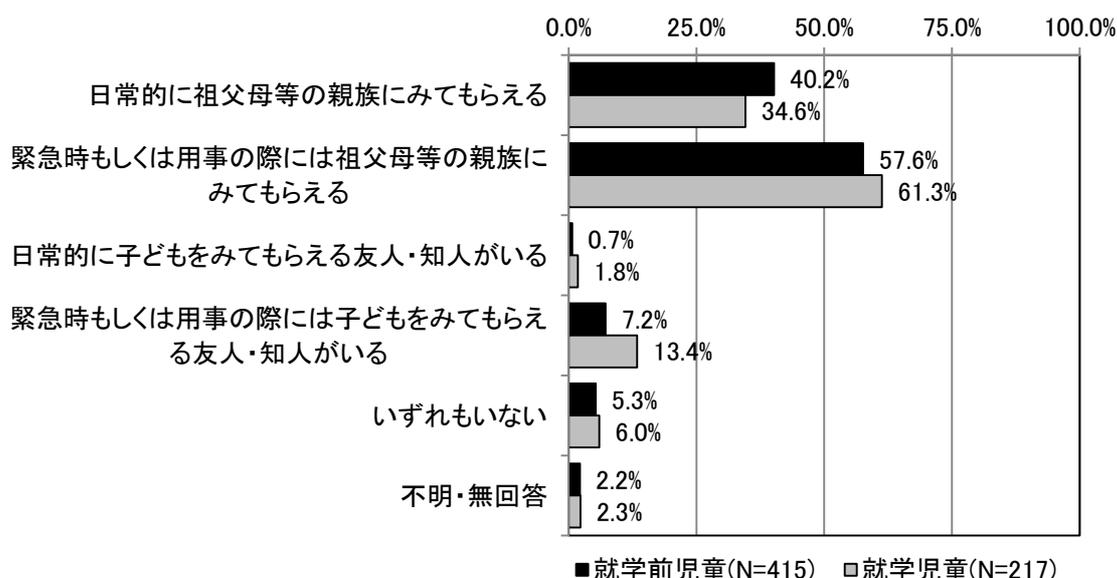
第8節アンケート調査結果からみた住民の子育て意識等

1. 子どもの預りの状況と保護者の意識

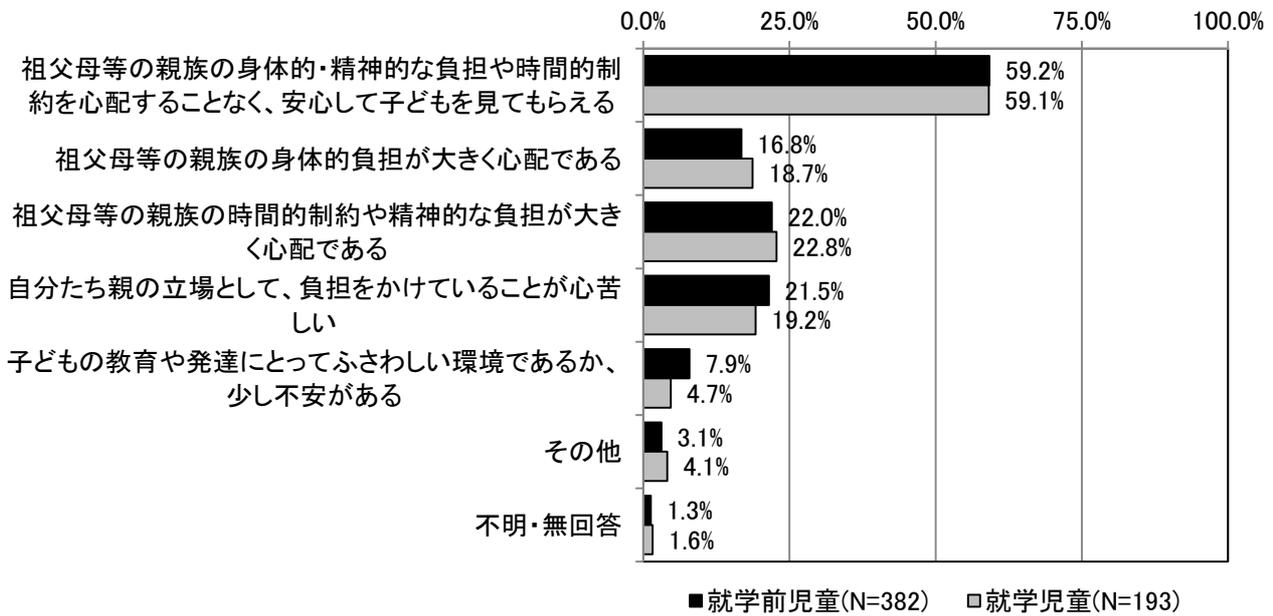
子どもの預かりの状況についてみると、日常的もしくは緊急時に預かってもらえる人がいない家庭は、就学前児童で5.3%、就学児童で6.0%みられます。

祖父母や友人に預かってもらえる家庭は多くありますが、預かってもらっている状況についてみると、祖父母では「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもを見てもらえる」が最も多くなっており、友人でも同様に「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多いものの、就学児童では「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」も多くみられます。

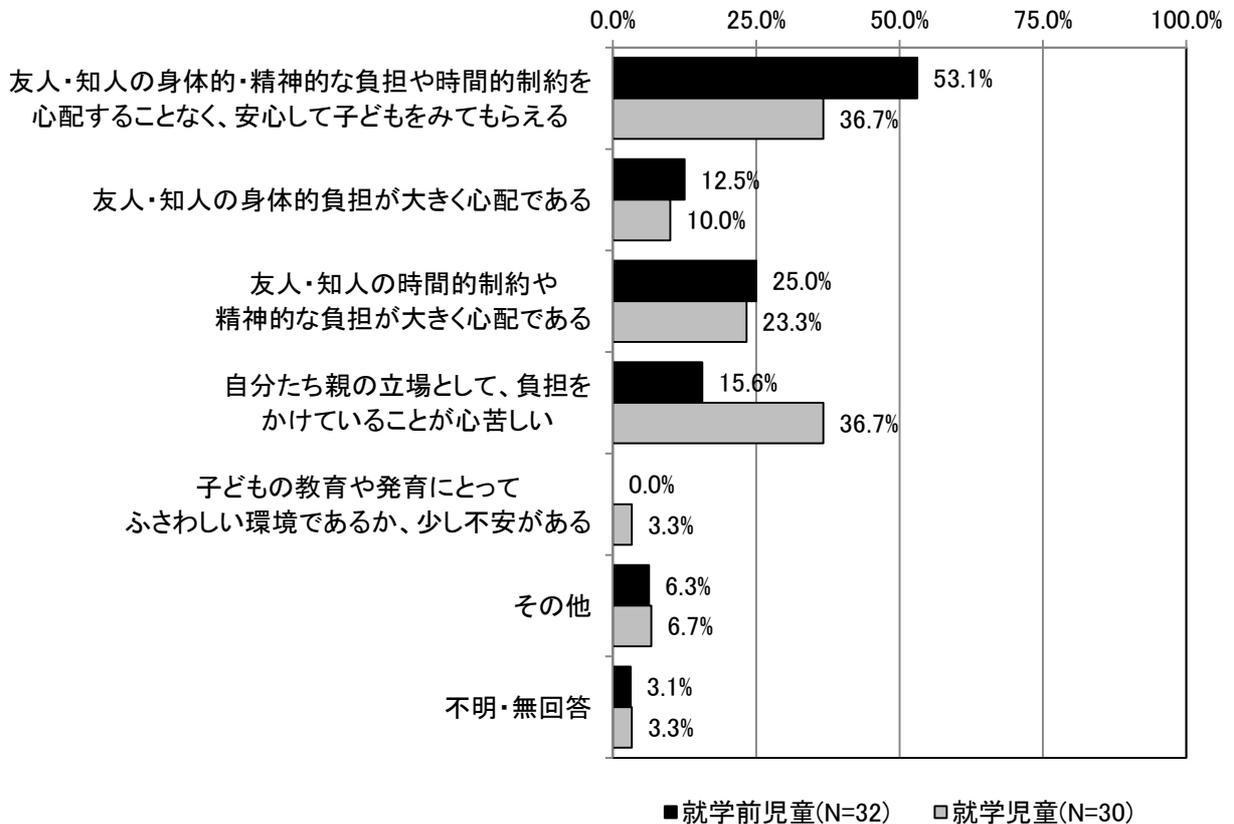
【子どもを預かってもらえる親族・知人の有無】



【祖父母に預かってもらっている状況について】



【友人・知人に預かってもらっている状況について】

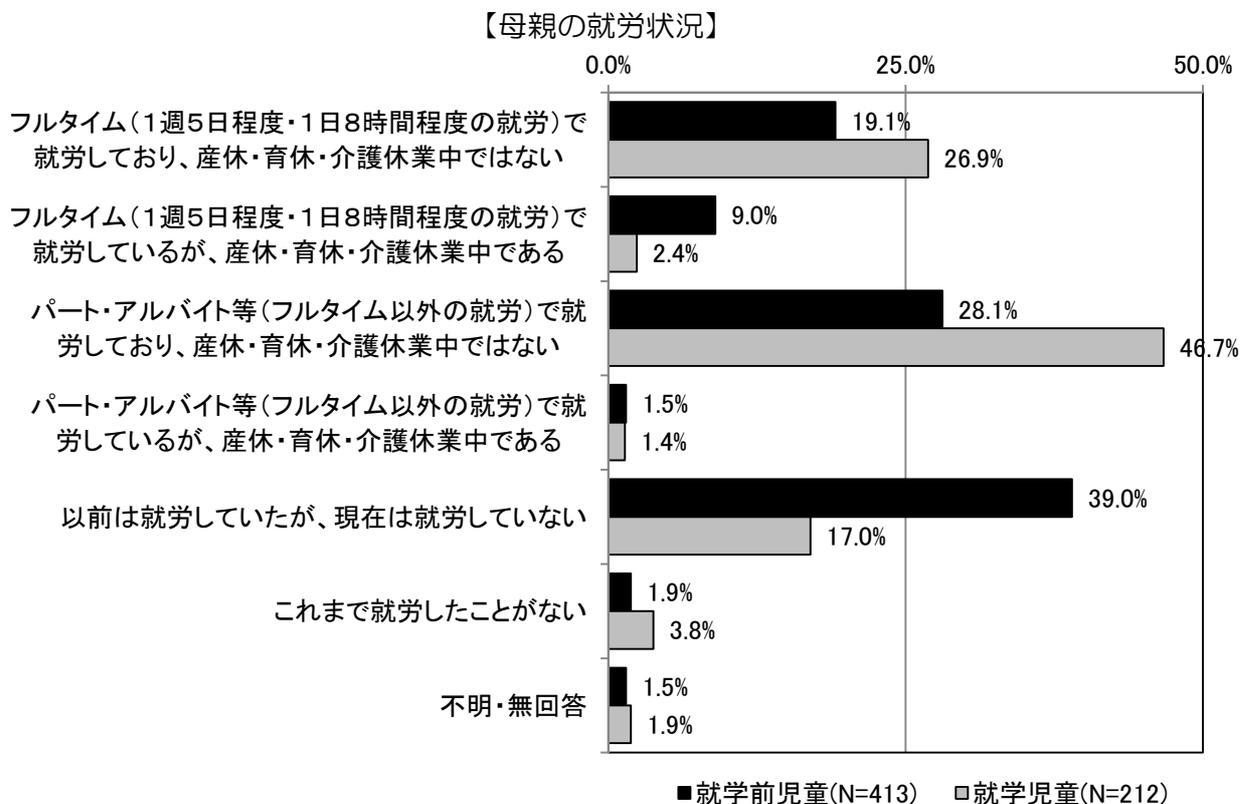


2. 母親の就労の状況

①就労状況

母親の就労状況をみると、「就労している(フルタイム)」「就労している(産休・育休・介護休業中)」「就労している(パートタイム、アルバイト)」を合わせた、母親の就労率は、就学前児童の母親では 57.7%、小学生児童の母親では 77.4%を占めています。

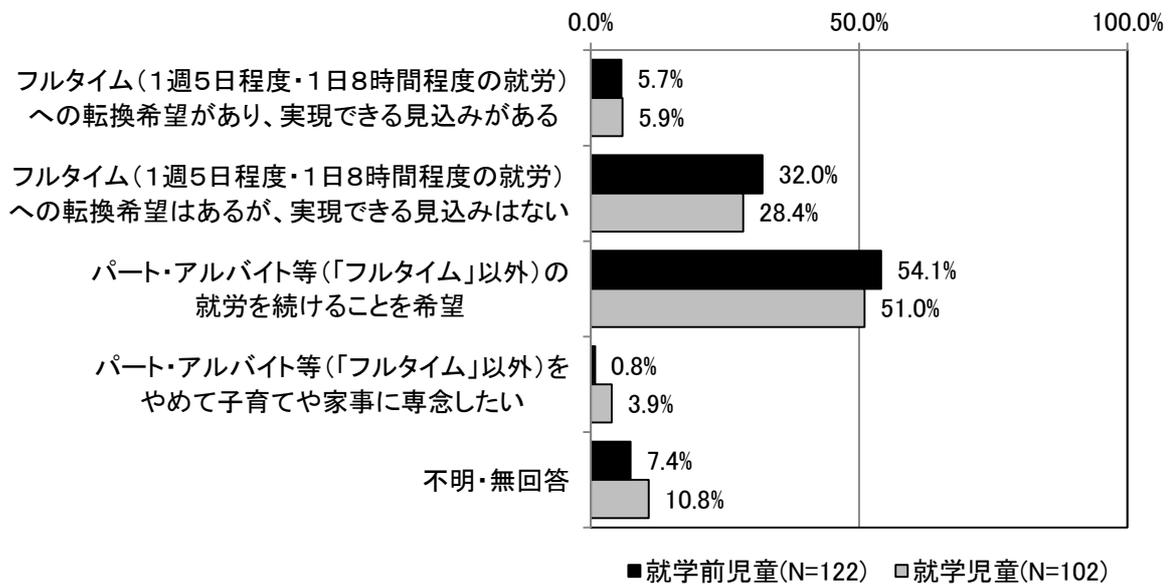
一方、「現在は就労していない」は、就学前児童の保護者では 39.0%と4割近くを占めていますが、小学生児童の保護者になると 17.0%に激減しています。



②パートタイム就労の母親のフルタイムへの転換希望

現在、パートタイム・アルバイトで就労している母親で、フルタイムへの転換希望があるのは、就学前児童の保護者では 5.7%、小学生児童の保護者では 5.9%となっています。「希望はあるが、実現できる見込みはない」を含めると、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに4割弱が転換希望を持っています。

【母親のフルタイムへの転換希望（パートタイム・アルバイトの母親）】



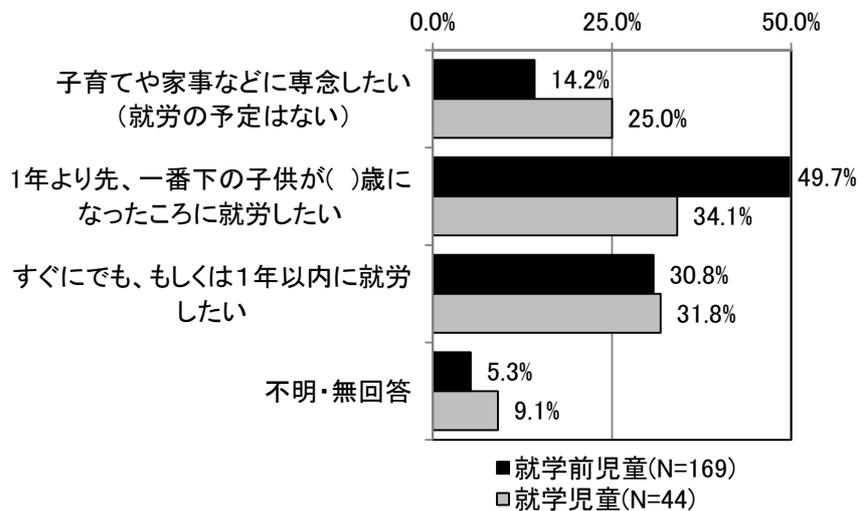
③非就労の母親の就労希望

現在働いていない母親の今後の就労意向をみると、就労意向がない人は、就学前児童の母親の14.2%、小学生児童の母親では25.0%となっています。

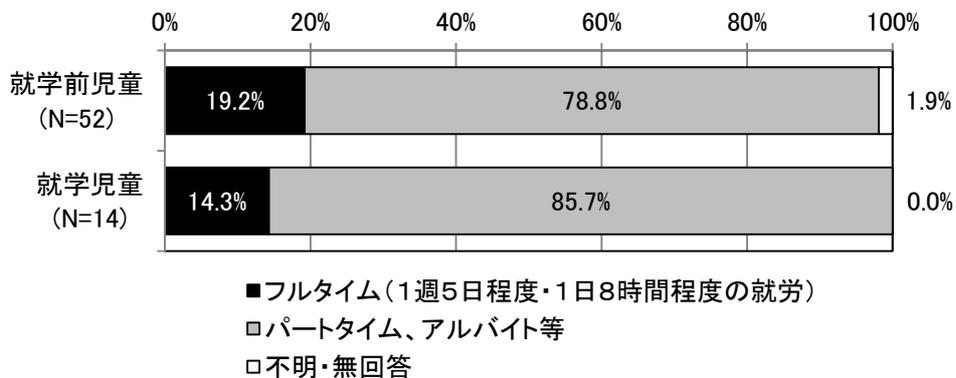
就学前児童の母親では、「1年より先、一番下の子供が()歳になったところに就労したい」が49.7%と半数を占めており、同様に小学生児童の母親では、3割を超えています。また、その際の子どもの年齢は「3歳」が最も多くなっています。

今後就労希望がある母親が希望する就労形態をみると、就学前児童の母親、小学生児童の母親ともに「パートタイム、アルバイト等による就労」が大半を占めています。

【非就労の母親の就労希望】



【希望する就労形態】

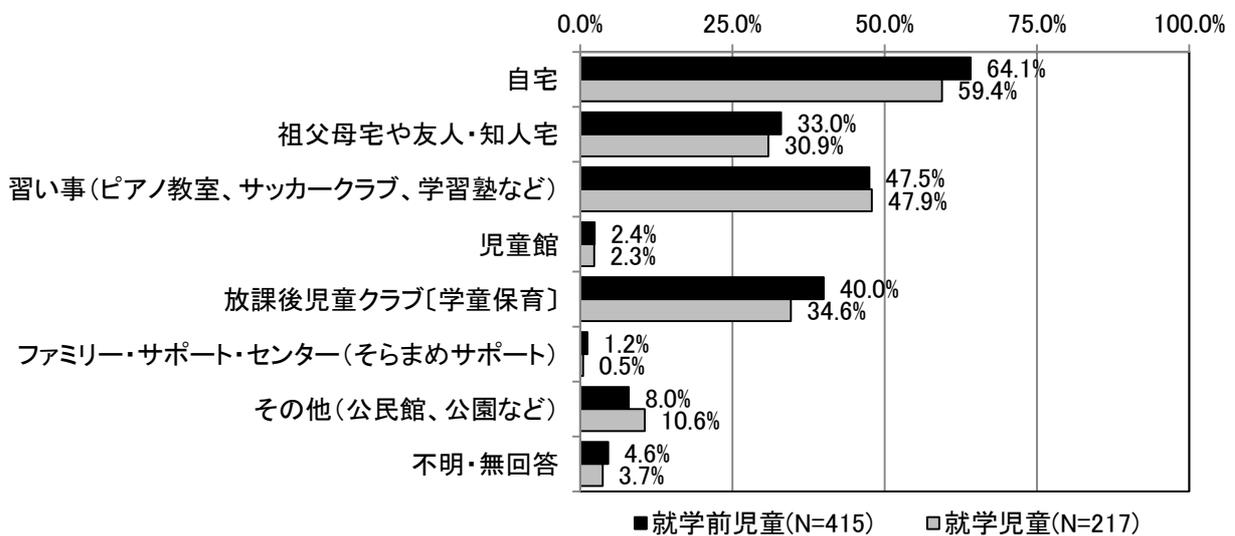


②放課後の過ごし方

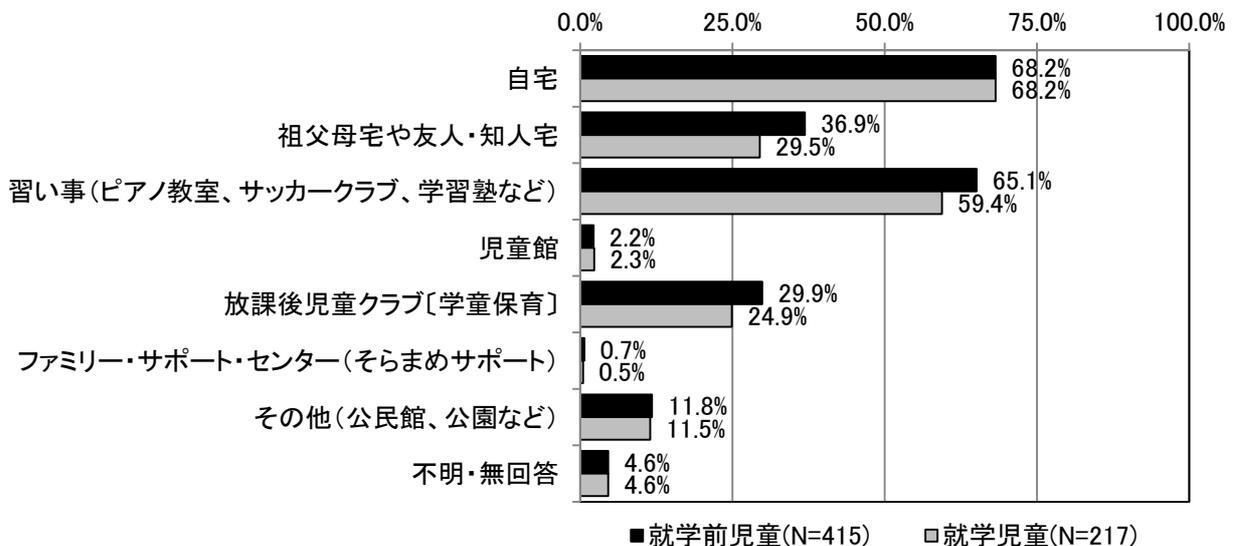
小学校低学年での放課後の過ごし方(就学前児童の場合は想定)を見ると、「自宅」が就学前児童、就学児童ともに最も多く、「放課後児童クラブ(学童保育)」は就学前児童で40.0%、就学児童で34.6%となっています。

小学校低学年での放課後の過ごし方でも同様に「自宅」が最も多くなっていますが、それと同様に多いのが「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」となっており、「放課後児童クラブ(学童保育)」は就学前児童で29.9%、就学児童で24.9%となっています。

【放課後の過ごし方(低学年)】



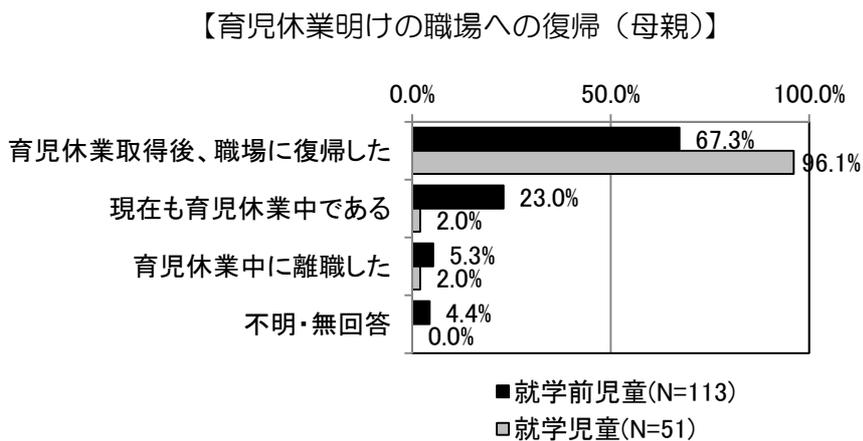
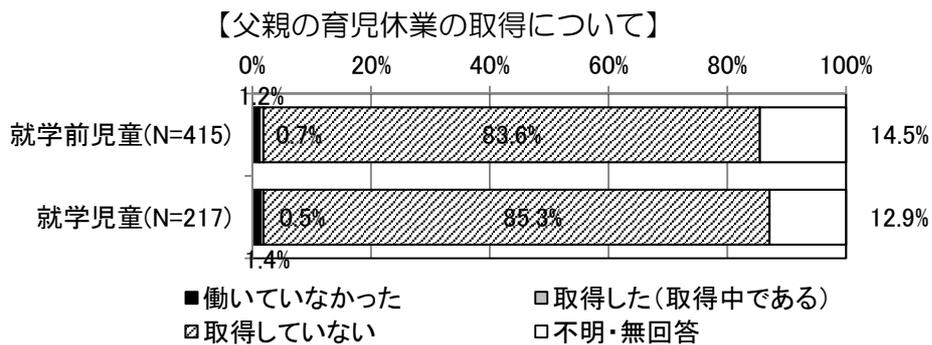
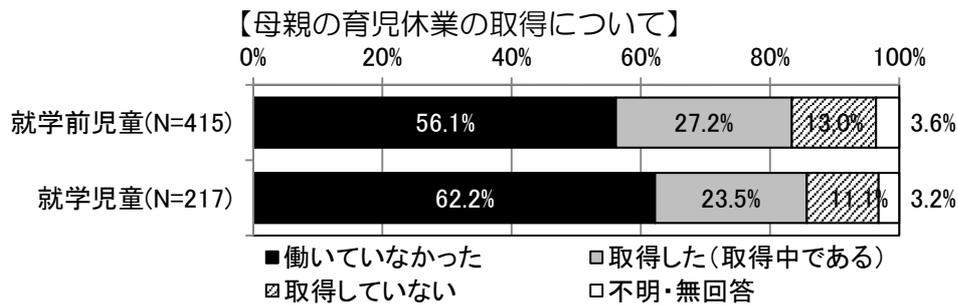
【放課後の過ごし方(高学年)】



4. 育児休業制度の利用について

育児休業制度については、「働いていなかった」が就学前児童、就学児童ともに過半数を超えており、「取得した(取得中である)」が2割強となっています。母親と父親を比べると、母親が2割強の取得に対して、父親では1%未満という結果が出ています。

育児休業明けの職場への復帰について母親では就学前児童で7割弱、就学児童では9割を超えて「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答されています。



第9節計画の数値目標の進捗状況

現在、調整中

第3章計画の基本的な考え方

第1節基本理念

前期計画では、次代を担う社会の宝である子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、健やかに育つことが、市民すべての願いであり、そのため、子育ての主体は家庭であることを前提としながらも、地域全体で子どもや子育てをあたたく見守り支えることが大切であるということを基本的認識とし、「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を基本理念に掲げて、子育て支援に関するさまざまな施策に取り組んできました。

後期計画においても、前期計画との連続性並びに整合性を維持するため、この基本理念を継承します。

本理念のもと、前期計画に引き続き取り組む施策も含め、新たに取り組むべき施策を策定し、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携しながら、子育てを通じて、家庭・地域がともに成長し、子どもの夢や未来を応援するまちづくりを推進していきます。

【計画の基本理念】

※委員会にて協議願います。

第2節基本的な視点

※委員会にて協議願います。

第3節基本目標

前期計画では、基本的な視点を踏まえて5つの基本目標を設定し、それぞれの基本目標ごとに個別施策を掲げました。

本市においては、前期計画策定時は5町合併から間もなく、第4章以降で述べる個別施策については、旧5町で実施していた施策・事業をくまなく掲げた状況となっていました。

後期計画においては、個別施策についても市として見直していることから、前節の基本的な視点を踏まえて、次の6つの基本目標を定め、施策体系を若干見直します。

基本目標 1: 親子のすこやかな成長を支える保健・医療体制づくり

すべての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取り組みに加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制の充実など、妊娠期からの継続的な支援を推進します。

基本目標 2: 子どもの心身のすこやかな成長を支える教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と身体を育ていくために、また同時に、次代の親を育成していくために、保健・教育等のさまざまな分野が連携し、各発達段階に応じた学習機会や体験学習・情報提供を行い、総合的な「生きる力」を育成するための教育環境の整備を推進します。

基本目標 3: 家庭における子育て支援の充実

男女がともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるよう、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、すべての家庭において、母親の育児の孤立化を防ぐとともに経済的な支援を充実し、親と子が楽しくふれあうことができる家庭の形成を支援します。

基本目標 4:子育て家庭にやさしい生活環境の整備

社会経済の発展や道路交通環境の整備によって、子どもが身近な場所で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。また、昨今、子どもに関する社会的事件が急増していることから、安心して外出したり、子どもが本来持っている感性や他人を思いやる心を育むことができるような環境づくりを推進します。

基本目標 5:地域における子育て支援の充実

子どもは、地域のさまざまな人々との関わりの中で育ちます。保護者・家族・地域の人々が、お互いに助け合いながら子育てをする気持ちを大切に、子育て中の家庭を地域ぐるみで応援する意識を高めるために、世代を超えたふれあいや地域における体験学習・活動を推進します。また、地域において子育てを支援する主体的な取り組みができるよう、子育て支援のネットワーク形成に努めます。

基本目標 6:支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

被虐待児童・障害児・ひとり親家庭など、権利侵害を受けやすい、あるいは既に権利侵害を受けている子どもとその家庭に対する無理解・無関心をなくすための地域ぐるみの活動や、不登校・ひきこもり等で学校へ行くことのできない子どもに対しての支援を推進します。

第4節計画の体系

現在、関係各課と調整中

第4章個別施策の展開

現在、関係各課と調整中

第5章計画の推進体制

本計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、いきいきとした活力あるまちづくりを進めるにあたって、子育て家庭や行政だけが担うのではなく、地域社会全体の課題として取り組んでいくものです。

第1節計画の進捗状況の管理及び評価

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたっていることから、保健福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、庁内の推進体制として、子育て支援課において計画の進捗状況の管理及定期的な評価を行うとともに、その結果を広く市民に公表し、透明性を図ります。

第2節関係機関の連携

本計画の推進にあたっては、家庭・学校・地域・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら協力しあい、施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

さらに、子育て支援施策については、子ども手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

第3節地域の人材の確保と連携

市民の多様化する子育て支援ニーズに対応するため、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

第4節社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、経済・社会情勢、国の政策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応しながら着実な推進に努めます。

また、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

附. 資料

1. 紀の川市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

2. 紀の川市次世代育成支援対策地域協議会員名簿